札幌市都市公園の維持管理に関する協定における
費用見直し等に関する確認書
（厚別山本公園・もみじ台緑地・大谷地流通団地東側緑地・青葉中央公園）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号）第29条第1項の規定に基づき、令和6年3月6日付けで札幌市（以下「甲」という。）及びあつべつグリーンパートナー（以下「乙」という。）が締結した札幌市都市公園の維持管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）第27条、第38条及び別表の規定に基づき、令和6年4月から令和7年3月に発生した経費の変動等について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第1条　協定により乙が管理する施設において、令和6年4月から令和7年3月までの期間における、光熱費高騰分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金144千円」を支払う。

上記合意事項の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和7年3月25日

（甲）　札幌市中央区北1条西2丁目
札　幌　市
代表者　市　長　　秋　元　　克　広

（乙）　札幌市厚別区厚別南3丁目2番25号
あつべつグリーンパートナー
代表者　株式会社四宮造園
代表取締役 [redacted]